

令和4年第2回定例会9月議会提出議員提出議案

議 案 名

- 議員提出議案第 8 号 女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求め
る意見書提出のこと
- // 第 9 号 泉房穂市長に対する問責決議のこと

議員提出議案第8号

女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書提出のこと

女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書を別紙のとおり提出する。

令和4年9月27日提出

明石市議会議長

榎本 和夫 様

明石市議会議員 梅田 宏希
同 三好 宏
同 竹内 きよ子

女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書

女性デジタル人材育成については、女性の経済的自立に向けて、また、女性人材の成長産業への円滑な移動支援を図る観点から極めて重要である。政府は本年4月26日、「女性デジタル人材育成プラン」を取りまとめ、就労に直結するデジタルスキルの習得や、柔軟な働き方を促す就労環境の整備の両面から支援し、女性のデジタル人材育成の加速化を目指すこととした。

我が国の国際競争力を高め、生産性を向上させるうえでも本プランの着実な遂行と実現が、日本の発展において不可欠であり、デジタル化が進むことにより、大都市一極集中による人口の過度の偏在の緩和や、感染症等のリスクの低減も図れるとして、大きな期待が寄せられているところである。

そこで、政府においては、地方における女性デジタル人材育成の強力な推進を図るため、下記の事項を実施するよう強く求める。

記

- 1 現時点では取り組み事例が全国的に極めて少ない中で、本プランの実施・遂行において、自治体規模に合わせた取り組みやすい参考事例を国として積極的に発信すること。
- 2 テレワークによるデジタル分野の就労は離れた地域でも可能であることから、テレワーク可能な企業の斡旋、紹介については全国規模で行えるよう、プラットフォームを形成すること。
- 3 全国どこに住んでいても、また、育児や介護など時間的な制約があっても、デジタルスキルを習得してテレワークを活用しながら就労ができ、サポートを受けながらOJT等による実践的な経験を積むことができる機会を提供すること。
- 4 テレワークの定着・促進に向けての全国的な導入支援体制をいち早く整備すること。
- 5 本プランの着実な遂行のための十分な予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月27日

兵庫県明石市議会

議員提出議案第9号

泉房穂市長に対する問責決議のこと

泉房穂市長に対する問責決議を別紙のとおり提出する。

令和4年10月12日提出

明石市議会議長

榎本 和夫 様

明石市議会議員	千	住	啓	介
同	石	井	宏	法
同	井	藤	圭	順
同	灰	野	修	平
同	林		健	太
同	寺	井	吉	広
同	三	好		宏
同	穉	原	成	人
同	辰	巳	浩	司
同	坂	口	光	男
同	梅	田	宏	希
同	出	雲	晶	三
同	大	西	洋	紀

泉房穂市長に対する問責決議

泉市長は就任以来、再三の不適切な言動、議会对応について議会からの指摘を行ってきたにもかかわらず、今日に至っても変わりません。

令和3年8月臨時会においては、市民全員・飲食店サポート事業費を計上する補正予算議案について、本市議会は継続審査の結論に至りました。しかしながら、議決直後に市長は専決処分という職権の乱用ともとられかねない行動に出ました。この議論の過程においては、早期に実施するべきという意見がある一方、早急に実施することへの必要性、個人単位での送付方法や事務費などへ疑義があり、事業実施に向けてもう少し時間をかけて精査すべきとの複数の意見がありました。このことから継続審査と決定したにも関わらず、事業を実施したことは議会制民主主義の否定であり、独裁的な行為であると言わざるを得ません。

その後、本9月議会において、同事業第2弾の進捗状況の報告がなされ、世帯単位での送付にしたことや競争入札を行ったことなどにより、事務費が昨年度に比べ約9,300万円削減されたことが判明しました。昨年度、我々議員が、事務費削減に努め、税金を無駄なく有効に使うべきと意見したにも関わらず、我々の意見を無視し、独断的に事業を実施した結果、約9,300万円という多額の税金を無駄にした市長の判断は、民主主義に沿った行動とは遠く、市長自身の身勝手な思い込みによる行動であり、予算執行者としての自覚が希薄であると言わざるを得ません。

また、昨年12月に賛成多数で可決した議員提出議案第4号明石市工場立地法地域準則条例については、市長の主観により憲法違反とSDGs違反という理由で再議に付されました。市長に再議の権限があるとはいえ、議決の違法性がある時のみに許される特別再議の適用は権限の乱用とも言えるものです。

そして、その後の3月議会においても賛成多数で原案どおり再可決しましたが、市長はその議決を不服として兵庫県に審査申立てを行い、自治紛争処理委員の意見を踏まえた兵庫県知事の裁定は棄却でした。裁定書の理由からも、市長の申立てが正しい道理がなく主観による解釈であると理解できます。

本来であれば、同条例は令和4年3月1日から施行されるはずでしたが、5月20日まで延期されてしまい、市民に多大な不安と迷惑をかけてしまったのではないのでしょうか。言うまでもなく地方自治体並びにその長は法令遵守を徹底し、全市民に対して公平公正でなければなりません。この件は、我々議員として決して見過ごすことはできないことであり、議決をも受け入れず、市長自身の考えに相反する条例は権限を乱用してまで公布を遅らせる行為は、市民からの信頼を失墜させる行為であり、議会制民主主義を冒涇したと言わざるを得ま

せん。

さらに、令和4年2月12日に市長がツイッターに投稿した企業の法人市民税の税額は、地方税法第22条に規定する秘密に該当することは明らかであり、これをSNSで不特定多数の第三者が見られる状態にした行為は、地方税法第22条に抵触するものと考えられます。市民の守られるべき秘密である情報が、当事者の了解も得ずに公開されたことは絶対にあってはならないことであり、しかも行政のトップである市長が行ったということは、100年を超える本市の歴史上類を見ない大事件です。

市長は、この行為を市民、国民の知る権利に寄与するため公益性があり違法ではないという主張を行っています。この主張は身勝手に無責任なものであることは言うまでもなく、未だ当該企業に謝罪も行っていないことは我々には到底理解できません。法令遵守を徹底することが行政であるにもかかわらず、秘密である税情報の漏えいにより、これまで市職員が日々誠実に職務を行い守り続けてきた本市の信頼を失墜させたことは大変憂慮すべき事態であり、強い憤りを覚えるとともに誠に残念でなりません。

これらのことから、市長は自己の主観のみで物事を決め、市長自身と相反する考えは排除するという姿勢が見られ、こうした言動は危険であり市長として不適切であると言わざるを得ません。

よって本市議会は、泉市長に対し、猛省を促すとともに、市長としての責任を強く問うものです。

令和4年10月12日

兵庫県明石市議会